

8月1日に
保険証を
更新します

後期高齢者医療制度のお知らせ

現在お使いの保険証（後期高齢者医療被保険者証）を8月1日に更新します。

い日に再配達を希望、または郵便局で直接お受け取りください。

問合先
市民課
☎35-3003
10000614
広報ID

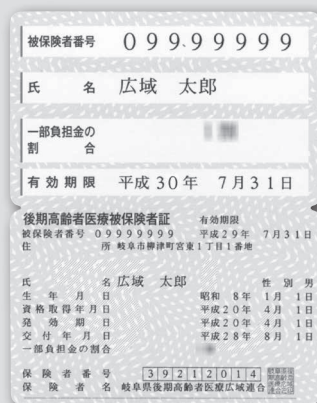
新しい保険証は7月中旬に「簡易書留郵便」でお届けしますので、8月1日からご使用ください。

■郵便局の保管期限が過ぎた場合

「お知らせ」に記載のある郵便局の保管期限が過ぎると、市役所に返送されます。お受け取りの際は市役所までご連絡ください。

■配達時に不在の場合

「郵便物お預かりのお知らせ」が投函されますので、「お知らせ」に記載のある郵便局に連絡し、都合の



後期高齢者医療保険料

平成29年度の保険料額が 決まりました

平成28年中の所得により、平成29年度の保険料が決まりましたので、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお届けします。

保険料額やお支払いの方法が記載されていますので、ご確認をお願いします。

※6月以降に後期高齢者医療制度に加入された方へは、8月以降にお届けします。

— 保険料の決まり方 —

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、個人ごとで計算され決まります。

※所得の状況などに応じて軽減措置があります。

— 保険料は相互扶助の大切な財源です —

保険料額決定通知書に納付書が同封されていた方は、納期限までに保険料を必ずお納めください。

また、年金天引きによって保険料を納めている方は、支払い方法を口座振替に切り替えることが可能です。口座振替への変更を希望される方は、市民課へお問い合わせください。

後期高齢者医療制度「保険料軽減措置」の見直し

特例措置が続けられてきた「保険料軽減措置」は、平成29年度の保険料から「均等割額」と「所得割額」について段階的に次のとおり見直されます。引き続き安定した制度運営にご理解とご協力をお願いします。

①被用者保険（※）の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減 **改正あり**

平成29年度分の保険料「均等割額」の軽減割合は従来の9割軽減から7割軽減に変更されます。なお、保険料「所得割額」の負担はありません。

※被用者保険…協会けんぽ、健康保険組合、船員保険、共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません）。

②保険料「所得割額」の軽減 **改正あり**

平成29年度分の保険料「所得割額」を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の方の「所得割額」の軽減割合は、一律5割軽減から一律2割軽減に変更されます。

③保険料「均等割額」の軽減 **改正あり**（2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を拡大）

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の平成28年中の総所得金額などの合計額が・・・
9割軽減	33万円以下の世帯で、被保険者全員の所得0円の場合（公的年金控除額は80万円として計算）
8.5割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+27万円×世帯の被保険者数以下の世帯（ 改正 26.5万円→27万円へ）
2割軽減	33万円+49万円×世帯の被保険者数以下の世帯（ 改正 48万円→49万円へ）

●均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円（65歳以上の方のみ適用）を差し引いた額となります。なお、軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

問合先 県後期高齢者医療広域連合 ☎058-387-6368 市民課 ☎35-3003